

前回政策対話の議論及び開催後意見の整理

第8回政策対話では、「ICCM4に向けて」をテーマに、各ステークホルダーにご発表頂き、議論を行った。その結果、例えば次のような意見があった。

【ICCM4に向けて、発表に関連するご質問、ご指摘】

- 化学物質のライフサイクル全体を考えた管理のためには、使用されている化学物質の名称や環境に配慮した使用方法等について分かりやすい形での情報提供（表示等）や廃製品の分別・廃棄の仕組みづくりを、企業、行政、市民・NGOなどが連携して取り組む必要がある。企業が化学物質のリスクについての情報共有や対話の場の設定を行っている地域もあり、そのような事例の共有は有用だと考えている。（崎田委員）
- ベルギーの自治体における化学品回収車による回収といった事業を小さな自治体が実施するのは難しいと考えられるが、実際はどのような規模で運営されているのか。（丸田委員）
- 日本でいう特別区程度の自治体が複数で共同運用していると聞いている。このような取組は、産業界の協力も必要と感じている。（崎田委員）
- 有害化学物質を含有した製品を他と分けて回収している自治体はまだ少ないと認識している。また、日本では消費者向けの製品にGHSの絵表示はほとんど表示されていない。いかに製品に表示し、消費者に伝達していくかも重要な課題である。（中地委員）
- 例えば東京都医師会における水銀使用機器の回収といった取組等、特定の地域で行われている先進事例について積極的に情報発信していく方法はないだろうか。（有田委員）
- 水銀使用製品の適正な廃棄を進めるためには、表示制度の構築等の行政の取組だけではなく、それを活用した消費者の製品選択や、事業者による水銀使用製品の店頭回収といった主体間の連携が重要である。（崎田委員）
- GHSの絵表示が消費者向けの製品に表示されるというところまではいかないまでも、水銀を含有していることが製品に表示されるような制度が作られる可能性はあるのか。（有田委員）
- 水銀については、含有することを製品そのものに表示するのか、添付される説明書に記載するのか、容器に表示するのかという点が今後議論になるところと考えている。表示があることで、適切な分別・廃棄が可能となるため、分別・廃棄の関係主体と連携して方法や内容を考えることが重要と考えている。（崎田委員）
- 水銀含有に関する何らかの情報提供を行っていく予定であるが、過去に製造された製品には水銀含有であってもマークが付いていないので混乱する、あるいは電池の中には見た目が似ていても水銀を含有しているものとそうでないものがある、といった状況が想定されるため、どういった情報提供をすれば実効性が上がるかを考えていく必要がある。（経済産業省）
- 製品に組み込まれて外見上水銀使用製品であることがわからない状態で輸入されるケースについては、試買調査を行うとされていたと思う。このような製品に組み込まれて輸入されるケースについても、適切に管理できるようになれば良いと考えている。（崎田委員）
- 水銀使用製品が組み込まれるケースも踏まえ、国において試買調査をする方針である。（経済産業省）

- 水銀に関する表示等の情報提供については、法律上の努力義務としてお願いすることとなり、国としては試買調査も含めて取り組んでいくが、化学品一般となると、例えば輸入品での対応、表示の正確性を担保する仕組み、様々な物質を含有する製品にいかに関わりやすく表示するかという点は課題になる。(環境省)

【SAICM 国内実施計画点検報告書取りまとめの報告に関連するご質問、ご指摘】

- ICCM4 の議論を受け、2020 年に向けて具体的にどのような取組を行っていくのか、目標と課題を明確に示した上で進捗評価を行っていくよう、将来的には SAICM 国内実施計画を見直す必要があるのではないかと。(橘高委員)
- 定量的な進捗評価は難しい部分もあるが、ICCM4 の議論も参考にしながら、2020 年に向けてしっかり取り組んでいきたい。(環境省)
- SAICM の取組の対象として、放射性物質である化学物質というのは位置づけられているのか。(井上委員)
- ICCM ではこれまで、放射性物質の問題は扱っておらず、時間的問題もあって難しい。(環境省)

【今後の議題に関連するご質問、ご指摘】

- 政策対話は単なる情報共有だけにとどまらず、何らかの政策についての合意形成を図っていくということを目指していくべき。例えば、化学物質の使用製品における使用物質の表示に係る表記の統一、あるいは家庭用品に含有される化学物質について調べることができるウェブサイトの構築などについて合意形成できないか。また、天津における事故も踏まえた、緊急時の対策や、内分泌かく乱化学物質対策についても考えられる。(中下委員)
- 有機系フッ素化合物 (PFCs) や環境残留性医薬品汚染物質、毒性の高い農薬の問題について、日本でどのような取組ができるのかという観点でも議論したい。また、事故や災害等の緊急時における対応に係る計画について周辺住民とコミュニケーションを図るといった、緊急時対応のあり方について議論する必要がある。(中地委員)
- 地域においてリスクコミュニケーションを実施するための制度や人材育成の体制、学校教育も含めた化学物質に関する教育のシステムについて議論が必要ではないか。その際、市民グループの果たす役割も念頭に置く必要がある。(井上委員)
- リスクコミュニケーションの実施促進には、そのベースとして化学・科学に対する理解・知識が必要である。その理解・知識のための初期教育、更には技術やリスク評価に関する専門家の養成が必要である。(庄野委員)
- 化学物質に係る安全確保に必要な人材の不足について懸念があること、一方で日本社会が抱える課題を化学の技術や知識で解決できる余地もあるという観点から、人材育成を軸に幅広く議論したい。(山本委員)
- 様々なステークホルダーが集まる政策対話の場であるから、各省の所掌にまたがる問題といった、これまでは議論し切れなかった問題も取り上げていただきたい。(橘高委員)
- 各省庁の方々には、もっとご自分の意見を述べていただきたい。(有田委員)

【今後の議題について、政策対話開催後にいただいたご意見】

- 今後のテーマとして、「事故・災害時の対応」を一度は取り上げていただきたい。（谷口委員）
- 化学物質の事故・災害については、某国での大規模事故の記憶もあり関心が高いと思われる。今回の事故でも化学品の倉庫での事故であり「輸送・貯蔵」の観点での議論があってもいいのではないか。国内で保管されている管理実態を示し、適切に管理されていることを、周知するメッセージも必要ではないか。（浅田委員）
- 労働安全衛生法が改正され、通知対象物質（安衛令別表第9に定める640物質）への、ラベル表示の対象物質の拡大や、リスクアセスメントの義務化などが行われるので、職場の化学物質管理を取り上げてはどうか。高濃度・長期暴露として、職場の化学物質安全管理の実態を取り上げて適切な管理実態であることを示すことが、一般の理解促進の意味でも、政策対話の場で議論すると良いのではないか。（浅田委員）
- 消費者の身近な化学物質としては、「殺虫剤」「抗菌剤」がある。前回、環境省からこれら物質の管理状況について紹介があった。これら課題は、諸外国でも取り上げられており、欧州でのバイオサイド製品規則（殺生物性製品の上市および使用に関する2012月22日付欧州議会・理事会規則）、米国の連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法（FIFRA）等が法規となっているこれら化学品の扱いについて議論したらどうであろうか。（浅田委員）
- 「化学物質のリスクの種類や影響の大きさ」と「一般市民の関心の高さ」の関連性について評価したデータがあると、次期の政策検討に役立つのではないか（例えば、「事故件数、死者数、余命年と消費者の関心」など）。リスクコミュニケーションについては、どの部分のリスクコミュニケーションが弱いのか、或いは必要か、他国の事例も整理しつつ評価した資料があると理解が進むのではないか。（小野委員）

以上